

厚生労働省発保1126第2号

全国健康保険協会
理事長 小林 剛 殿

健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の30の規定に基づき、別紙のとおり、平成25年度の健康保険事業と船員保険事業の業績の評価を行ったので、その結果を通知する。

平成26年11月26日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

